

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年6月30日（火曜日）

号外第59号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○監査委員公表

監査の結果に関する報告について

1

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表第17号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査について、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年6月30日

神奈川県監査委員	真島 審一
同	高岡 香
同	太田 眞晴
同	小川 久仁子
同	茅野 誠

特定事務監査結果報告書

「補助金の交付に係る事務手続について」

平成27年5月

神奈川県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、本県の補助金の交付に係る事務手続について監査を行い、同条第9項及び第11項の規定に基づき監査結果に関する本報告を合議により決定した。

平成27年5月21日

神奈川県監査委員	真島 審一
同	高岡 香
同	太田 眞晴
神奈川県監査委員職務執行者	古沢 時衛
同	岩本 一夫

目次

第1 監査の対象	1
1 監査テーマ	1
2 監査テーマの選定理由	1
3 監査対象の概況	2
第2 監査の実施	2
1 監査実施の対象とする事業の特定	2
2 監査実施の着眼点	4
3 監査の実施方法	4

(1) 書面調査	4
(2) 実地調査	4
4 監査の実施時期	4
第3 監査の結果	5
1 調査の結果	5
2 監査所見	5
(1) 事業所管所属と予算執行を所管する所属との情報共有	5
(2) 書面審査や現地調査の充実	5
(3) 事業効果を判断するための成果指標の設定	5
第4 調査の状況	5
1 補助金交付要綱等について	6
2 補助金の交付申請及び交付決定について	6
3 補助金の実績報告書の提出書類について	7
4 補助金の実績報告書の審査体制及び審査方法について	7
5 補助金の額の確定について	9
6 補助金の事業効果について	10
7 消費税の仕入税額控除について	11
8 補助金により補助金交付先が取得した財産の取扱いについて	12
9 各所属で取り組んでいる工夫改善について	13
参考資料	14
補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）	14
第1 監査の対象	
1 監査テーマ	
補助金の交付に係る事務手続について	
2 監査テーマの選定理由	
地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、本県でも多くの補助事業を実施している。	
これらの補助事業の実施に当たっては、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「県財務規則」という。）や、補助金の交付等に関する規則（以下「県補助金交付規則」という。参考資料（p.14）参照）の規定に基づき、当該補助事業に関して定めた補助金交付要綱等により、また国庫補助金	

を財源としている場合は、関係法令や当該国庫補助金に係る補助金交付要綱等により、各補助事業を所管する所属（以下「事業所管所属」という。）が、補助金の交付に係る事務手続を行っている。

具体的な事務手続としては、補助金の交付を希望する者が事業所管所属に対し補助金交付申請書を提出し、事業所管所属は申請書を審査して補助金の交付要件に該当すると判断した場合、交付決定を行い補助金を交付している。また、補助事業完了後は、補助金交付先から事業に係る実績報告書が提出され、事業所管所属は実績報告書の書面審査や現地調査などにより事業の実施状況を確認し、適切な内容で実施されていると認めた場合、補助金の交付額を確定している。

補助金については、これまでの定期監査において、補助金の交付に係る事務処理が適切に行われていなかったことによる指摘が散見されたことから、補助金の交付に係る事務手続に着目し、各事業所管所属における事務処理が適正かつ効率的に進められているか、所属横断的な視点から課題や改善点がないかを確認するため、テーマとして選定した。

また、補助金により取得した財産については、取得時の監査は行っているが、補助事業完了後の監査の機会が少なかつたため併せて調査することとした。

3 監査対象の概況

本監査の予備調査として、平成26年定期監査に当たり本庁各所属から徴した監査説明書に記載されていた補助金の交付状況を整理した。その結果は次のとおりである。

<補助事業数>

事業所管所属		補助事業数	
局等	所属数		構成比 (%)
政策局	3	4	0.8
総務局	2	2	0.4
安全防災局	3	9	1.8
県民局	9	85	17.6
環境農政局	12	101	20.9
保健福祉局	17	186	38.4
産業労働局	12	58	12.0
県土整備局	6	18	3.7
企業局	1	1	0.2
教育委員会	9	16	3.3
公安委員会	4	4	0.8
計	78	484	

ヘルスケア・ニューフロンティア推進局、会計局、議会局、各委員会（教育委員会及び公安委員会を除く。）では該当なし。

<補助金交付実績額>

交付実績額	補助事業数	構成比 (%)
10億円以上	25	5.2
1億円以上10億円未満	88	18.2
5千万円以上1億円未満	42	8.7
1千万円以上5千万円未満	108	22.3

1千万円未満	220	45.5
翌年度へ繰越	1	0.2
計	484	

<平成25年度補助金交付実績総額> 127,206,623,066円

（監査事務局が予備調査で把握した、484補助事業の交付実績額を集計したもの。）

\*補助事業数及び補助金交付実績額の表中の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計は100%にならない。

第2 監査の実施

1 監査実施の対象とする事業の特定

本県では、監査等実施基準（昭和54年4月 監査委員協議会決定）において、定期監査における監査事項の項目に「補助金その他財政的援助の適否」を定めている。

定期監査において財務監査及び事務監査を実施するに当たり、各所属から財務の執行状況等を記載した監査説明書の提出を求めており、補助事業を所管している場合は、監査対象年度における補助金の交付状況について記載することとしている。

予備調査で把握した484事業から、監査の効率性及び実効性を考慮して、次により監査実施対象事業の絞り込みを行った。

補助金交付額	1事業主体に対する補助金交付額が1,000万円未満の事業は除く。
補助金交付対象	補助金の直接交付先として、市町村や個人のみを対象としている事業は除く。ただし、複数の事業主体を補助金交付対象としている場合、民間事業者や法人等と併せて市町村も交付対象に含まれている場合は対象とする。
事業内容	補助事業の内容で、人件費の給付財源への助成（退職手当引当金等も含む）や、借入金の償還金、利子への補給のみを対象とした事業は除く。
事業の時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の時限が平成25年度までの設定となっている事業は除く。</li> <li>平成26年度までの時限でも、設備費等工事関係への補助事業で、平成27年度以降に調査結果の反映が見込めない事業は除く。</li> </ul>

この絞り込みにより102事業が該当したが、多くの補助事業を所管している所属の負担を考慮し、一所属の監査対象事業を最大5事業までとし66事業に絞り込みを行った。

この66事業のうち2事業は同一事業の前身事業と後継事業であるため、この2事業を1事業とし監査対象を65事業と整理した。

○監査対象事業一覧

No.	事業名	書面調査	実地調査	事業所管所属名	
1	(公財) 神奈川県科学技術アカデミー補助金	○		政策局	科学技術・大学連携課
2	神奈川県地域相談連絡協議会補助	○		県民局	人権男女共同参画課
3	(公財) かながわ国際交流財団補助金	○			国際課
4	私立高等学校経常費補助(一般補助)	○			私学振興課
5	私立中等教育学校経常費補助(一般補助)	○			
6	私立特別支援学校経常費補助(一般補助)	○			
7	私立高等学校等生徒学費補助金	○	○		
8	認定こども園移行耐震化工事費補助	○	○		
9	(公財) 地球環境戦略研究機関補助金	○			環境農政局
10	トラスト運動推進事業費補助	○		自然環境保全課	
11	生産指導活動事業費補助	○	○	森林再生課	
12	神奈川県農業会議事業推進費補助金	○		農政課	
13	医療施設耐震化施設整備事業費補助	○	○	保健福祉局	医療課
14	救命救急センター運営費補助	○			
15	ドクターヘリ運営費補助	○			
16	救命救急センター施設整備費補助	○	○		
17	耳鼻咽喉科救急医療対策費補助	○	○		医療保険課
18	国民健康保険組合特定健診等補助	○			
19	災害医療拠点病院施設整備費補助	○			健康危機管理課
20	厚木看護専門学校運営費補助	○			県立病院課
21	かながわ健康財団健康づくり補助	○			健康増進課
22	看護師等養成所運営費補助(国庫分)	○			保健人材課
23	看護師等養成施設整備費補助(横浜中央看護専門学校)	○			
24	看護師等養成施設整備費補助(湘南医療大学)	○			
25	看護師等養成施設整備費補助(横浜実践看護専門学校)	○			
26	看護師等養成施設整備費補助(神奈川県衛生看護専門学校)	○			
27	精神科救急医療施設運営費補助(基幹病院)	○		保健予防課	
28	福祉サービス第三者評価推進事業費補助	○		地域福祉課	
29	福祉サービス利用援助事業費補助	○			
30	福祉サービス苦情解決事業費補助	○			
31	権利擁護相談事業費補助	○			
32	特別養護老人ホーム整備費補助	○	○	高齢施設課	
33	介護老人保健施設整備費補助	○			
34	軽費老人ホームサービス提供費補助	○			
35	スプリンクラー整備特別対策事業費補助(県事業)	○			
36	施設開設準備経費特別対策事業費補助(県事業)	○			
37	金沢若草園民間移譲推進事業費補助金	○	○		障害サービス課
38	障害福祉施設耐震化等臨時特例交付金事業費(県事業)	○			
39	民間障害福祉施設等整備費補助(国庫)	○			
40	民間社会福祉施設運営費補助金(保護施設)	○	○	生活援護課	
41	生活衛生営業指導センター運営費補助金	○		環境衛生課	
42	生活衛生営業振興費補助金	○			
43	高度計測事業費補助	○		産業振興課	
44	神奈川県産業振興センター事業費補助金	○	○		
45	中小企業団体中央会補助金	○			

46	商工会・商工会議所地域振興事業費補助金（小田原市橋商工会）	○		産業労働局	中小企業支援課	
47	商工会・商工会議所地域振興事業費補助金（三浦商工会議所）	○	○			
48	商工会・商工会議所地域振興事業費補助金（(一社)神奈川県商工会議所連合会）	○				
49	産業集積施設整備等助成金	○	○		産業立地課	
	産業集積施設整備等助成金（第2ステージ）					
50	日本貿易振興機構補助金	○	○		国際ビジネス課	
51	神奈川県産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助	○				
52	信用保証協会補助金	○				金融課
53	小規模企業者等設備資金貸付事業費補助	○				
54	観光情報化推進事業費補助	○				観光課
55	かながわ産品販路開拓事業費補助	○				
56	寿町総合労働福祉会館事業補助金	○				労政福祉課
57	(公財)神奈川県労働福祉協会補助金	○				
58	(一財)神奈川県駐労福祉センター再就職支援事業費補助金	○				雇用対策課
59	職業能力開発協会補助金	○				
60	視覚障害者技能習得援助資金貸付事業補助金	○		産業人材課		
61	生活交通確保対策費補助（路線維持費）	○				
62	市街地再開発事業費補助	○	○	県土整備局	交通企画課	
63	高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策費補助	○			都市整備課	
64	公立共済神奈川支部福利厚生事業費補助	○	○		住宅計画課	
65	神奈川県高等学校体育連盟補助金	○		教育局	厚生課	
					保健体育課	

2 監査実施の着眼点

事業所管所属において、補助金の交付に係る事務処理が適切に行われているか、その実態を調査・検証するために、着眼点を次のように定めた。

- (1) 当該補助事業で補助金交付要綱を定めているか。補助金交付先に対し、補助金交付要綱や補助金に係る規定等をどのように周知しているか。
- (2) 補助金の交付申請では、どのような書類の提出を求め、提出された書類をどのように審査しているか。また、担当者以外の者が、複数の人の目で確認を行っているか。
- (3) 補助金の実績報告では、どのような書類の提出を求め、提出書類をどのように審査しているか。担当者以外の者が、複数の人の目で確認を行っているか。また、補助金交付先への現地調査をどのような体制、方法で行っているか。
- (4) 補助金に係る消費税の仕入税額控除の取扱いは、どのように行っているか。
- (5) 補助金による財産の取得、管理、処分等に係る取扱いについて、どのように定めているか。履行確認等の際に財産の取得・処分等に関してどのように検査を行っているか。

3 監査の実施方法

監査は、書面調査及び実地調査により次のとおり実施した。

(1) 書面調査

予備調査により監査対象として選定した65事業について、要綱の整備状況、補助金の交付申請や実績報告の審査・検査方法、消費税相当額の取扱い、補助金により取得した財産の取扱いなどを調査項目とした調査票により調査を行っ

た。

(2) 実地調査

書面調査で回答された調査票の内容を基に、次の回答があったものの中から15事業を選定し、ヒアリングを実施した。

項目	回答内容
交付申請の審査方法等について	・補助金申請者が特定されていない。 ・規則、補助金交付要綱等以外に独自の審査基準やチェックリストなどを作成している。
実績報告の審査方法等について	・現地調査を実施していない。
交付額の確定について	・当初交付決定時に比べて実績報告額に変更があった。 ・事業実績額で未払金を認めているが、その後の支払状況について確認をしていない。 ・補助金の額を確定してから、一定期間（1年以上）が経過した後に、実施状況を追加報告させている。
事業の効果について	・事業効果を判断するための成果指標を設定している。
消費税の仕入税額控除について	・消費税相当額を補助対象経費として認めており、消費税の仕入税額控除について実績報告後に明らかになる場合、その内容を確認していない。
補助金により取得した財産について	・補助対象経費に財産を取得する経費を含めており、同補助金で補助金交付先が過去に取得した財産の処分について、平成25年度に報告の実績があった。

4 監査の実施時期

予備調査を平成26年9月から実施した上で、監査を平成27年1月から3月まで実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 調査の結果

調査で把握した監査対象の状況は、第4のとおりであり、事業所管所属が行っている補助事業の事務手続について不適切事項や要改善事項に該当するような事実は認められなかったが、他の所属で参考となるような事例が、次のとおり見受けられた。

##### (1) 事業所管所属と予算執行を所管する所属との情報共有

本庁所属においては、財政部長が定める特定事業を除いて集中経理体制が執られており、歳出予算の執行事務の大半は各局総務室など予算執行を所管する所属（以下「総務室等」という。）で処理されている。

補助金の執行は、交付決定においては、事業所管所属が申請者から提出された交付申請書等を審査した上、原則として歳出予算執行依頼票により総務室等に執行処理の依頼を行い、総務室等で補助金の交付決定について起案し、決裁後、事業所管所属から補助金交付先に交付決定通知を行うとともに、補助条件によっては補助金交付先からの請求を受け、事業所管所属が総務室等に執行処理を依頼し、補助金を概算払している。また、補助事業完了時においては、事業所管所属は補助金交付先から実績報告書の提出を受け、書面審査や現地調査などにより報告内容の審査・確認を行い、補助金の額の確定とそれに伴う精算を総務室等に依頼し行っている。

このような、補助金に係る一連の事務処理における事業所管所属と執行事務を行う総務室等との連携について、今回の監査の中で、保健福祉局において、事業名や補助金交付先、補助金交付決定日、支払日などの状況を記載した執行状況管理表を作成し、総務室と事業所管所属で執行状況を共有・確認し、支払手続に遅れが生じていないか両者で進行管理を行っている事例があった。

##### (2) 書面審査や現地調査の充実

補助事業では、補助金の交付申請書や実績報告書など、補助金交付先が作成し事業所管所属に提出した書類の審査を行う必要がある。これらの書類の審査や、補助事業の実施状況を直接確認する現地調査に当たり、各事業所管所属では、補助金交付要綱等の根拠規定などにに基づき実施している状況であったが、幾つかの事業においては審査・検査で確認すべき点をリストアップしたチェックリストを作成している事例があったほか、独自の工夫改善点として、過去の事業報告書、決算書等補助金交付先の事業・財務内容を示した参考書類等や、補助内容や補助率を確認できるような一覧表を作成している事例があった。

##### (3) 事業効果を判断するための成果指標の設定

補助事業の実施効果を判断するため、成果指標を設けて実績報告書の審査などで確認しているものが、16事業あった。

その一部についてヒアリングにより確認したところ、県

への企業誘致の促進を目的とした施設整備等助成金事業で、誘致企業の雇用状況や地元企業への事業発注など県経済への波及効果を成果指標として確認し、県の企業誘致施策の評価につなげている事例があった。また、森林保全のための間伐作業で発生する間伐材の商品化につなげるよう、生産指導員を派遣している事業に対する補助事業で、原木市場へ商品として搬出している間伐材の出荷量を成果指標として、目標計画量を定め達成状況を確認している事例などがあった。

#### 2 監査所見

補助事業には多額の県予算が投入されており、補助事業がその目的を達成し、最大限の投資効果が発揮されるためにも、補助事業に係る事務手続が適切に実施されることが必要である。こうしたことを踏まえ、今回、「補助金の交付に係る事務手続」に着目して所属横断的に監査を行った。調査結果を踏まえた所見は次のとおりであり、今後は事務手続に限定することなく、経済性・効率性・有効性の観点からの監査も充実していく必要がある。

##### (1) 事業所管所属と予算執行を所管する所属との情報共有

事業所管所属と総務室等の間で執行状況管理表などにより執行状況に係る情報を共有し、双方で執行事務を適切に管理することは、事務処理を円滑に行うとともに事務処理の遅延などの事故防止にもつながることから、各局の状況に応じた方法により、事業所管所属と総務室等との間で、補助金の執行状況に係る情報を共有していくことが望まれる。

##### (2) 書面審査や現地調査の充実

補助事業の書面審査や現地調査に当たり、チェックリストなどを整備しておくことにより、事業内容に精通していない者であっても書類の審査や現地調査で確認が必要なポイントが把握できるため、複数の目により効率的に書類などの確認を行うことができる。定期監査の中でも、実績報告書の誤りを看過し交付額を確定していたものなど、通常事務処理の過程での審査が十分に行われていれば未然に防げた事例も見受けられることから、チェックリストなどを整備することにより、客観的な審査や確認が確実かつ効率的に行えるよう、事務処理の工夫を行うことが望まれる。

##### (3) 事業効果を判断するための成果指標の設定

補助金による事業の内容は多様であり、調査において、事業効果を判断するための成果指標を設定していないと回答があった事業では、定量的な指標の設定が困難あるいは事業形態上成果指標の設定はなじまないといった状況が認められたが、業務マネジメントにおいて県民へのアカウントビリティ（説明責任）を担保する上で、事業の実績・成果に対するコストパフォーマンス（費用対効果）が妥当なものか判断していくことは必要である。このことから、事業実績報告の確認の中で事業効果を評価するための成果指標の設定について、検討することが望まれる。

#### 第4 調査の状況

書面調査及び実地調査で把握した、補助金の事務手続に係る

状況は次のとおりである。(なお、表中の件数については、書面調査で回答のあったものを集計している。)

1 補助金交付要綱等について

補助事業の根拠となる要綱等の規程と、交付対象者への周知方法について確認した。

○補助金の交付に係る要綱等は定めているか。

回 答	件 数
当該補助事業の補助金交付要綱(交付基準)を定めている。	45
当該補助事業としての要綱は定めておらず、県補助金交付規則により実施している。	19
その他	1

当該補助事業の補助金交付要綱(交付基準)を個別に定めていると回答があったものは45事業、個別の要綱は定めず、県補助金交付規則により実施していると回答があったものは、19事業であった。また、その他と回答があった1事業については、内容に国庫補助分と県補助分があり、国庫補助分は個別の補助金交付要綱が定められており、県補助分は県補助金交付規則により実施していた。

○補助金交付要綱や、県が補助金の交付に当たり定めている規定等を、どのように補助金の補助金交付先に周知しているか。

回 答	件 数
説明会を開催している。	5
説明会を開催せず、書面での配布(通知)のみ行っている。	44
その他	16

(主な回答)  
 ・補助事業(施設整備関係)に該当がある場合は事前に相談を受けるため、その中で説明を行っている。  
 ・補助金交付希望者に個別に説明している。  
 ・補助金交付先の変更がないため説明会は不要だが、交付決定通知書を交付する際に補助条件等を説明している。等

要綱等を補助金の交付先に周知する方法は、説明会を開催していると回答があったものが5事業、書面の配布(通知)のみとしていると回答があったものが44事業であった。

その他と回答があった16事業では、交付希望者に対し、事業の相談時などに直接説明をしていた。

2 補助金の交付申請及び交付決定について

(1) 補助金申請者について

補助金申請者が事前に特定されているか、また、特定されていない場合はどのように申請者を選考しているか確認した。

○当該補助金への申請者は、事前に特定されているのか。

回 答	件 数
特定されている。	62
特定されていない。	3

補助金の申請者が特定されていると回答があったのは62事業あり、これらは補助事業の内容から補助金交付対象が特定の団体に限定されており、その内容としては、補助金の申請以前に特定の許可(施設開設等)を受ける必要があるなどの理由から、実質的に補助金の申請段階で申請者が

特定されていたものや、市町村が事前に補助金交付先の候補を選定し、県ではその推薦を受けて補助金交付先とするか審査して決定しているなどの回答があった。

○当該補助金の希望者が複数いる場合、どのように申請者を選んでしているのか。

回 答	件 数
申請書の書面審査のみで選んでいる。	1
書面審査に加えてヒアリングを行い、選んでいる。	2
審査会等で選考している。	0

当該補助金の希望者が複数いると回答があった3事業では、書面審査、ヒアリング等により申請者を選考していた。

(2) 補助金の交付申請の審査について

補助金の交付決定を行うに当たり、申請者に補助金交付申請書の添付資料として、どのような書類の提出を義務付けているか確認した。

○要綱等で、交付申請書の添付資料として提出を義務付けている書類は何か。(複数選択可)

回 答	件 数
事業計画書	55
収支予算書	58
定款(補助金交付先が法人の場合)	9
補助金交付先団体の事業計画書・予算書	11
補助金交付先団体の理事会等資料	3
その他	32

(主な回答)  
 ・補助申請額積算等関係  
 所要額調査、所要額明細書、事業費内訳(明細書)、見積書、契約書、仕様書、区分別交付申請額算出方法資料、補助事業経費配分表 等  
 ・工事関係  
 実施設計書、図面関係、面積表、工事仕分書、工事工程表、工事仕様書、工事見積書、工事費内訳書、建築確認書(写) 等  
 ・補助金交付先団体関係  
 組織規程、組織図、役員・職員名簿、事務分担表 等  
 ・個別のもの  
 相談員設置計画書、相談員名簿、補助金交付対象者一覧表、資金計画書、事業報告書(旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項)運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表、貸付事業に係る規定 等

補助金申請者に補助金交付申請書に添付することを義務付けている資料については、調査票の設問で選択肢とした5種類全てについて該当があったほか、その他として「主な回答」欄に記載のような資料を提出させていた。

(3) 補助金の交付申請の書面審査について

補助金の交付決定を行うに当たり、申請者から提出された補助金交付申請書について、書面審査を行う際の基準や審査体制について確認した。

○交付申請書の書面審査は、何に基づき行っているか。

回 答	件 数
県財務規則、補助金交付要綱、政令(国庫補助に係るもの)や関係通知等	65
諸規定、関係通知の他に、確認事項の漏れの防止や担当者以外でも確認できるような、独自の確認基準を設けている。(重複回答を含む。)(*)	1

諸規定、関係通知の他に、確認事項の漏れの防止や担当者以外でも確認できるような、チェックリストを作成している。(重複回答を含む。)	3
--	---

その他(重複回答を含む。)	4
---------------	---

(主な回答)

- ・補助金交付要綱のほかに、補助金交付に当たって、補助の目的、対象事業、対象経費の範囲及び手続を具体的に規定した「取扱い」を定めている。
- ・事業計画の内容を予算編成時に報告のあった事業内容と合致しているか確認している。

書面審査を行う際の基準としては、全ての事業所管所属において、県財務規則、補助金交付要綱、政令(国庫補助に係るもの)や補助金の交付に関する諸通知等に基づき、適正な内容で申請が行われているか、書類の不備はないか等を確認していた。

その中で審査上の工夫として、確認基準やチェックリストを作成している事業があった。

(\*) 「重複回答を含む。」は、回答者が複数の選択肢に該当ありとして選択したものである。

○交付申請書の書面審査は、どのような体制で行っているか。

回答	件数
担当者が提出書類の内容を確認して起案し、決裁の過程で別の職員が確認している。	64
担当者以外に、別途確認者を置いて内容を確認し、その後担当者が起案している。	1

書面審査を行う体制としては、調査対象としたほとんどの事業で、担当者が提出書類の内容を確認して起案し、決裁の過程で別の職員が確認することとしていたが、1事業について、起案前に担当者以外の確認者を置いて確認を行う体制としていた。

○補助金交付先に対し、補助金を管理する銀行口座について、指示しているか。

回答	件数
県の補助金の受け取りや、補助金に係る支出を一括管理する専用口座を作らせている。	10
補助金交付先には特段指示していない。(補助金交付先に任せている。)	48
その他	7

(主な回答)

- ・交付団体自身が事業ごとに会計を区分しており、県補助金は該当事業の口座で管理している。
- ・実績報告時に口座申出書を提出させている。

補助金交付先で補助金の会計管理状況を明確にするため、補助金の会計管理専用の銀行口座の開設について指示しているか確認したところ、10事業で専用の銀行口座を設けることを指示していると回答があったが、48事業については特に指示は行っていないと回答があった。

### 3 補助金の実績報告書の提出書類について

補助金の精算手続を行うに当たり、補助金交付先から実績報告書の添付資料として、どのような書類の提出を義務付けているか確認した。

○要綱等で、実績報告書の添付資料として提出を義務付けている書類は何か。(複数選択可)

回答	件数

事業報告書	59
収支計算書	57
事業の成果物(印刷物・写真等)	12
契約関係書類(写しを含む。)	15
請求書(写しを含む。)	6
領収書・レシート(写しを含む。)	6
納品書(写しを含む。)	4
金融機関への振込書(写しを含む。)	5
消費税の仕入税額控除に関する報告書	14
確定申告関係書類	6
完了検査報告書、写真等	13
財産管理台帳(写しを含む。)	2
定款(補助金交付先が法人の場合)	1
補助金交付先法人の決算書・会計報告	9
補助金交付先法人の監査資料	0
補助金交付先法人の理事会等資料	1
その他	20

(主な回答)

- ・補助実績額積算等関係  
実績額明細書、月別実績報告書 等
- ・工事関係  
工事費内訳書、図面関係、面積表、工事仕様書、工事工程表、建築確認証、建築費等按分表、工事出来高報告書、登記簿(写)(抵当権設定証明) 等
- ・補助金交付先団体関係  
組織規程、組織図、役員・職員名簿、事務分担表 等
- ・個別のもの  
相談員設置実績書、指導員名簿、補助金交付対象者一覧表、消防用設備等検査済証、あっせん及び事務代行件数実績 等

補助金交付先に対し、要綱等で実績報告書に添付することを義務付けている資料については、調査票の設問で選択肢とした16種類のうち15種類について該当があったほか、その他として「主な回答」欄に記載のような資料を提出させていた。

○当該補助金が間接補助に当たる場合、実績報告書をどのような内容で提出させているか。

回答	件数
県が交付決定した補助金交付先が作成した事業実績のみを報告させている。	2
県が交付決定した補助金交付先が、交付している相手方の事業実績も含めて報告させている。	2

調査対象補助事業のうち、補助金交付先がさらに別の交付先に補助を行っている間接補助に当たる事業が4事業あったが、当該補助金の交付先に実績報告書を提出させる際に、その補助金交付先が更に補助金を交付している相手方からの事業実績も含めて報告させていると回答があったのは2事業であった。

### 4 補助金の実績報告書の審査体制及び審査方法について

補助金の精算手続を行うに当たり、補助金交付先から提出された実績報告書について、書面審査を行う際の基準や審査体制、現地調査の実施状況について確認した。

#### (1) 実績報告の審査基準や審査体制について

補助金交付先から提出された実績報告書の審査に当たり、書面審査を行う際の基準や審査体制について確認した。

○実績報告書の書面審査は、何に基づき行っているか。

回 答	件 数
県財務規則、補助金交付要綱、政令（国費）や関係通知等（重複回答を含む。）	65
諸規定、関係通知の他に、確認事項の漏れの防止や担当者以外でも確認できるような、独自の確認基準を設けている。	0
諸規定、関係通知の他に、確認事項の漏れの防止や担当者以外でも確認できるような、チェックリストを作成している。（重複回答を含む。）	6
その他（重複回答を含む。）	2

・前年度の実績報告書類等を参照している。  
・担当以外でも確認できるよう実績額の内訳一覧を作成している。

書面審査を行う際の基準としては、各事業所管所属全てが、県財務規則、補助金交付要綱、政令（国庫補助に係るもの）や補助金の交付に関する諸通知等に基づき、適正な内容で申請が行われているか、書類の不備はないか等を確認しているとしており、そのうち6事業について、独自の取組として、確認漏れの防止や担当者以外でも確認ができるよう、独自のチェックリストを作成していると回答があった。

○実績報告書の書面審査は、どのような体制で行っているか。

回 答	件 数
担当者が提出書類の内容を確認して起案し、決裁の過程で別の職員が確認している。	64
担当者以外に、別途確認者を置いて内容を確認し、その後担当者が起案している。	1

書面審査を行う体制としては、調査を行ったほとんどの事業で、担当者が提出書類の内容を確認して起案し、決裁の過程で別の職員が確認することとしていたが、1事業については起案前に担当者以外の確認者を置いて確認を行う体制していると回答があった。

(2) 現地調査の実施について

実績報告の審査に当たり、現地調査を実施しているかどうか、実施している場合は実施状況について、実施していない場合はその理由等について確認した。

○実績報告書の審査で、現地調査を行っているか。

回 答	件 数
全ての補助金交付先に対して行っている。	40
一部補助金交付先のみ行っている。	0
行っていない。	25

実績報告の審査に当たり現地調査を実施していると回答があったのは40事業で、これらの事業では全ての補助金交付先に対して現地調査を行っていた。また、現地調査を行っていないと回答があったのは25事業であった。

現地調査を実施している場合の実施状況や、実施していない場合の理由などについて、次により確認した。

ア 現地調査を実施している事業の実施状況について

現地調査を実施していると回答があった40事業について、実施体制や調査方法などについて確認した。

○現地調査は何人体制で行っているか。

回答	1人	2人	3人	4人	10人	15人	1～2人	2～12人
件数	11	19	3	3	1	1	1	1

○現地調査はどのように行っているか。（複数選択可）

回 答	件 数
補助金交付先担当者へのヒアリング	40
関係事業の執行書類の審査	36
現地確認（必要に応じ、写真撮影）	26
物品等、財産の取得がある場合は、管理台帳及び現物確認	18

○現地調査のためのチェックリストを作成しているか。

回 答	あ る	な い
件 数	19	21

現地調査を行う人員体制としては、約8割の31事業については1～2人で対応していたが、9事業についてはより多くの職員により調査を行っていた。

現地調査の実施内容としては、補助金交付先担当者へヒアリングを行いながら、併せて執行書類の審査（回答のうち9割）や現地確認（同約7割）、物品の管理状況の確認（同約4割）などを行っていた。

また、現地調査のためのチェックリストについて、19事業については作成していると回答があったが、21事業については作成していないと回答があった。

○現地調査により、報告書の内容の不備が明らかになった場合、相手方に対しどのような指導を行っているか。

回 答	件 数
実績報告書の修正のみ指示。	21
実績報告書の修正とともに、補助金交付先から理由書や改善報告などを書面で求めている。	6
その他	8

（主な回答）  
・これまで、検査で不適となった事例はない。  
・不備の事例はないが、あった場合はその内容により判断する。  
・現地調査（補助金検査）で不備が明らかになった事例はないが、あった場合には、実績報告書の再提出と併せて経緯や改善報告書の提出を求め、関係機関（国）へ報告をする。

現地調査により報告書の内容の不備が明らかになった場合、相手方に対しどのような指導を行っているか確認したところ、実績報告書の修正のみ指示をすると回答があったものが21事業、実績報告の修正に加えて補助金交付先に対し、過誤が発生した理由や改善報告などを提出させていると回答があったものが6事業あった。

イ 現地調査を実施していない事業の状況について

現地調査を実施していないと回答があった25事業について、実施していない理由や、今後の実施について検討しているか確認した。

○現地調査を行っていない理由は何か。

回 答	件 数
現地調査を行わなくても、細部に係る事実確認や支出等の状況が確認できるため。	20
補助金交付先が多いため。（重複回答を含む。）	4

時期的に実施日程の確保が困難なため。(重複回答を含む。)	4
その他	1
補助金交付先が開催する会議、研修会等にオブザーバーとして出席しており、活動状況を常に把握できているため。	

現地調査を行っていない理由としては、現地調査を行わなくても事実確認や支出等の状況が確認できると回答があったのは20事業で、補助金交付先が多い、調査日程の確保が困難との回答があったものがそれぞれ4事業であった。また、1事業については、会議等への参加など、別の機会でも補助金交付先の事業実施状況を確認していると回答があった。

**○現地調査を行っていない場合、今後、実施することを検討しているか。**

回答	実施予定あり	実施予定なし	無回答
件数	1	23	1

現在、現地調査を行っていないと回答があった25事業のうち、1事業については、平成27年度から現地調査の実施を検討していると回答があった。

実地調査の対象とした15事業のうち、現地調査を実施していないと回答があった4事業について、現地調査を実施しない理由や実績報告の審査方法を確認したところ、次のような説明があり、現地調査を行っていない不都合は認められなかった。

- ・補助金交付先に作成・整備するよう義務付けている書類をほとんど実績報告書に添付させて確認しており、工事の施工状況も写真により確認できるため実施していない。
- ・補助金申請を受ける時点で、補助金の交付額の算定に係る基礎資料を提出させて審査し、この資料を基に進行管理をしているため、現地調査は不要である。
- ・補助金の算定基準が、施設入所者数一人当たりに対する定額で算定することとなっており、毎月状況報告を受けているため、現地調査を実施していない。

**5 補助金の額の確定について**

補助金の精算手続を行うに当たり、補助金交付額を確定するため、補助金交付先から提出された実績額をどのように審査しているか確認した。

**○実績報告の実績額をどのように確認しているか。**

回答	件数
所定の提出資料を検査している。	39
所定の提出資料に加え、補助金交付先以外が作成している証拠書類(例：請求書)なども検査している。	26

報告された実績額を確認するため、補助金交付先から提出を求めている書類については、要綱等で規定している所定の書類のみで検査していると回答があったものが39事業、さらに追加で証拠書類などを検査していると回答があったものが26事業であった。

**○所定の提出資料以外に検査している証拠書類は何か。(複数選択可)**

回答	件数
契約関係書類(写しを含む。)	20
請求書(補助金により支払を行ったもの。写しを含む。)	15
領収書・レシート(写しを含む。)	16
納品書(写しを含む。)	17
金融機関への振込書(写しを含む。)	14
財産管理台帳(写しを含む。)	5
その他	14
(主な回答) 病院の検査調書、収支計算書、給与台帳、預金通帳、総勘定元帳、家賃対策補助金実績明細書	

所定の提出資料以外に検査している証拠資料の種類については、選択肢として挙げた6種類全てに該当があったほか、その他の「主な回答」欄に記載のような資料を提出させていた。

**○所定の提出資料のみの検査としている理由は何か。**

回答	件数
実績報告書の内容で十分実績が確認ができるため。(重複回答を含む。)	24
現地調査により証拠書類を確認するため。(重複回答を含む。)	15
時間的余裕がないため。(重複回答を含む。)	1
その他(重複回答を含む。)	2
(主な回答) ・実績報告書以外に、毎月、補助金の算定に関する人数の報告を受けている。 ・運航実績の提出を毎月受けており、補助金交付先の状況を定期的に把握している。	

所定の提出資料のみの検査としている理由については、実績報告書の内容で十分確認ができると回答があったものが24事業あり、現地調査で確認するためと回答があったものが15事業であった。また、時間的に余裕がないと回答があった1事業は、実績報告書の内容で十分確認ができると重複して回答している。その他と回答があった事業では、毎月実績等の報告を受け補助金交付先の事業実施状況を把握しているなどの回答があった。

**○報告された実績額は、当初交付決定額と比べて増額又は減額があったか。**

回答	件数
実績額が増額していた。	8
実績額が減少していた。	22
変更なかった。(当初交付決定額のとおりであった。)	35

報告された実績額について、当初交付決定額と比較し増減があったかどうか確認したところ、増額していたと回答があったものが8事業、減少していたと回答があったものが22事業、変更なし(当初交付決定額どおり)と回答があったものが35事業であった。

**○当初交付決定額と比べ、実績額の増額又は減額があった場合、どのように対応したか。**

回答	件数
変更交付申請により、交付決定額を増額又は減額した。	14
実績報告時に確認・精算し、変更後の金額で額の確定を行った。	15
その他(重複回答を含む。)	9
(主な回答) ・当初交付申請額を上限に額の確定を行った。(実績額は増額。) ・定額補助のため変更しなかった。(実績額は増額。) ・増額分は補助金交付先の自主財源で賄われるため変更しなかった。(実績額は増額。) ・予算の範囲内で補助するため、変更しなかった。(実績額は増額。) 	

実績額の増額又は減額があった場合の対応で、その他と回答があった事業では、実績額が増額していた状況があったが、定額補助であることや予算の範囲内で補助すること、また、増額分は県側の負担としないことなどの理由により、補助金交付額の変更を行わなかったとの回答があった。

**○所定の提出資料で未払金があった場合、その内容について確認しているか。**

回答	件数
確認している。	8
特段確認していない。	2
該当なし。	47
未払金を認めていない。	8

**○未払金を認めている場合、その後の支出状況について確認しているか。**

回答	件数
確認している。	11
特段確認していない。	1
該当なし。	25

実績報告書の提出で、業者等に対する支払が未済となっている執行(未払金)についての対応を確認したところ、未払金の内容について確認していると回答があったものが8事業、確認をしていないと回答があったものが2事業であった。また、該当なしと回答があったものが47事業、未払金を認めていないと回答があったものが8事業であった。

実績報告書で未払金を認めている場合、その後の支出状況を確認しているかどうかについては、11事業で確認しているとの回答があり、1事業は確認していないと回答があった。また、25事業で未払金を認めているが該当がないとの回答があった。

**○補助金の額を確定して一定期間(1年以上)経過した後に、実施状況を追加報告させることを義務付けているか。**

回答	件数
義務付けている。	1
特段義務付けていない。	55

補助金による事業効果を確認するため、補助金の精算手続が終了し交付額を確定して、一定期間(1年以上)経過した後、補助金交付先に対し補助金関係事業の実施状況の報告を義務付けているか確認したところ、1事業について、交付決

定後10年間、毎年の報告と現地調査を義務付けていると回答があった。

実地調査の対象とした15事業について、補助金交付額の確定に関して確認した結果、次のような状況であった。

- ① 補助金交付額の確定に当たり、補助金交付先から提出された実績額等についてどのように審査しているか確認したところ、当初交付決定額に比べて補助対象経費や事業費の変動があったかどうかについては、実績報告書や補助金交付先の経営状況説明書などにより確認していた。
- ② 補助金実績額が当初交付決定額と変更がないと回答があった事業について理由を確認したところ、定額補助であるためや、初年度に補助金交付総額が確定しており、これを複数年にわたり分割して交付するため、変更がないと回答があった。
- ③ 実績報告で未払金を含めて報告することを認めているが、その後支払が行われているか確認していないと回答があった事業について理由を確認したところ、当該補助金は定額補助で、補助金交付先で実施される事業経費の一部について県が負担しており、その事業に係る総事業費には実績報告の段階で未払金が含まれているが、県補助金に直接影響しないため確認していないとのことであった。
- ④ 補助金の額の確定後、1年以上経過した後に実施状況を追加報告させていると回答のあった事業についてその内容を確認したところ、当該事業では初年度に補助金交付総額が決定され、これを10年間で分割して交付することとなり、毎年、経営状況などを確認していた。

**6 補助金の事業効果について**

実績報告書の審査に当たり、事業の効果について判断する成果指標を設定しているかどうか、設定している場合、どのような事項を指標としているかについて確認した。

**○実績報告書の審査に当たり、事業効果について判断する成果指標があるか。**

回答	ある	ない
件数	16	49

事業の効果について判断する成果指標を設定していると回答があったのは16事業、設定していないと回答があったのは49事業であり、成果指標があると回答のあった事業が設定している成果指標の内容は次のとおりであった。

**○成果指標としている事項**

補助事業名	成果指標としている事項
生産指導活動事業費補助金	生産指導の結果、搬出された間伐材の材積
国民健康保険組合特定健診等補助	特定健診・特定保健指導への参加者数、実施率
災害医療拠点病院施設整備費補助	災害拠点病院として、災害時における医療救護活動の中心となる役割に資する事業
福祉サービス第三者評価推進事業費補助	第三者評価の受審件数、説明会及び研修等の参加者数
生活衛生営業指導センター運営費補助金	経営相談の実績件数等

生活衛生営業振興費補助	研修・講習会の参加者数等
高度計測事業費補助	試験計測サービスの件数
商工会・商工会議所地域振興事業費補助金	経営相談・指導実績等・専門相談事業実績
産業集積施設整備等助成金	県内経済の波及効果と雇用効果
日本貿易振興機構補助金	貿易・投資相談件数、対日投資成功案件、輸出促進・海外進出支援事業、セミナー実施件数等
神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助	セミナーや商談会の実施件数及び参加者数、活動支援件数、相談対応件数など
信用保証協会補助金	融資実績(保証承諾額)における各資金の補助対象者数及び補助対象額、各資金の年度別にみた保証承諾率
(一財)神奈川県駐労福祉センター再就職支援事業費補助金	就職紹介件数、就職件数
高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策費補助	入居住戸数

(表中の太字で記載している事業は、実地調査を行った事業。)

**○事業効果について判断する成果指標を決めていない理由は何か。**

回 答	件 数
定量的な指標の設定が困難である。(重複回答を含む。)	15
事業形態上なじまない。(重複回答を含む。)	32
その他	4
(主な回答) ・実績報告時には、成果指標による審査は行っていないが、論文発表等件数、特許及び特許製品売上高等の状況について、後日報告を受けている。 ・補助金交付先が第三セクターであるため、別途、第三セクター等改革推進部会において、経営改善目標(定量的な指標)を定めている。	

成果指標を定めていないと回答があった49事業について、定めていない理由を確認したところ、定量的な指標の設定が困難との回答があったものが15事業、事業形態上なじまないと回答があったものが32事業あった。その他と回答があった事業では、実績報告書とは別に成果を確認しているものや、補助金交付先が第三セクターであるため、第三セクター等改革推進部会において、経営改善目標(定量的な指標)を定めているなどの回答があった。

実地調査の対象とした15事業のうち、事業効果を判断するための成果指標を設定していると回答があった4事業について、成果指標の具体的な内容やどのように事業の評価を行っているか確認したところ、次のような状況であった。

**・生産指導活動事業費補助金**

森林保全のための間伐作業で発生する間伐材の商品化につなげるよう、生産指導員を派遣している事業に対する補助事業で、原木市場へ商品として搬出している間伐材の材積を成果指標とし、目標計画量を定めている。

**・産業集積施設整備等助成金**

県への企業誘致の促進を目的とした施設整備等助成金事業で、補助金交付先(誘致企業)の雇用状況、地元企業へ

の事業発注状況など県経済への波及効果を成果指標として確認し、実績報告で報告させるとともに、ヒアリングを行っている。

**・商工会・商工会議所地域振興事業費補助金**

商工会議所等で実施している企業支援事業などに対する補助事業で、企業等からの経営上の相談などに対し、相談員による相談対応や指導員を派遣し指導を行った実績などを成果指標としているが、企業ニーズの高度化により、1件の相談に複数回対応する状況など、件数実績だけでなく対応の状況についても見ている。

**・日本貿易振興機構補助金**

県内産業の海外展開や海外企業の誘致に向け、情報収集や貿易相談、貿易あっせんなどの事業に対する補助事業で、貿易・投資相談件数、対日投資成功案件、輸出促進・海外進出支援事業、セミナー実施件数等を成果指標としている。

**7 消費税の仕入税額控除について**

補助事業の事業主体が、補助事業を実施する過程で消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する課税仕入れを行うときは、仕入先に対して消費税相当額を含む支払を行うこととなる。しかし事業主体によっては、一定要件の下で確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れる消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合があり、この場合は消費税相当額が補助対象とならないことから、消費税相当額の取扱いについては、補助金の交付決定や額の確定時に留意が必要である。

このことについては、国庫補助事業で会計検査院より指摘を受け、是正指導を受けた事例が全国的に散見されたため、国により改めて国庫補助金について指導が行われた状況を踏まえて、県でも、平成20年度に政策部長名で補助事業等における消費税相当額の取扱いについて通知が出され、その後も随時事務連絡などで補助金の交付に当たり遺漏のないよう注意喚起されている。

このため、補助金交付額の確定に当たり、消費税相当額についてどのように対応しているか確認した。

**○消費税相当額を補助対象経費として認めているか。**

回 答	件 数
認めている。	43
認めていない。	18
その他	4
(主な回答) ・補助対象経費に消費税が含まれない。 ・補助金交付先は課税事業者ではないため非該当。	

消費税相当額を補助対象経費として認めているか確認したところ、認めていると回答があったものが43事業、認めていないと回答があったものが18事業であった。

**○交付決定に当たり、実績報告書の提出後に仕入控除税額が明らかになった場合に提出を求める報告書類について示しているか。**

回 答	件 数

示している。	41
示していない。	9
その他(重複回答あり)	4

(主な回答)  
 ・補助金交付先団体の特定収入の割合が5%を超えるため、消費税申告時に調整計算が行われるため、消費税仕入税額控除に伴う補助金の減額の必要性がない。  
 ・補助金交付先団体では収益事業を行っていないため、仕入税額控除はない。

交付決定に当たり、実績報告書の提出後に仕入税額控除が明らかになった場合、提出を求める報告書類を示しているか確認したところ、示していると回答があったものが41事業、示していないと回答があったものが9事業であった。

示していると回答があった事業のうち、消費税相当額を補助対象と認めていないが、報告書類を示していると回答があったものが6事業、逆に消費税相当額を補助対象と認めていると回答しているが、報告書類を示していないと回答があったものが6事業あった。

示していないと回答があった事業では、理由として補助金交付先が課税団体ではないこと、補助金交付先団体の特定収入の割合が5%を超え消費税申告時に調整計算が行われるため、消費税仕入税額控除に伴う補助金の減額の必要性がないことなどを掲げており、いずれも補助金交付額に影響はなかった。

○当該補助金に係る仕入控除税額は、いつの時点で明らかになるのか。

回 答	件 数
交付申請の時点	3
実績報告の時点	3
実績報告書の提出後	41

消費税仕入控除税額が明らかになる時期について確認したところ、交付申請の時点で明らかになると回答があったものが3事業、実績報告の時点で明らかになると回答があったものが3事業、実績報告書の提出後に明らかになると回答があったものが41事業であった。

交付申請の時点で明らかになると回答があった3事業は、消費税相当額を補助対象経費として認めていない事業であり、申請額には含めていないとの回答があった。また、実績報告書の提出後に明らかになると回答があった41事業のうち4事業は、消費税相当額を補助対象経費として認めていないとしているため、補助金の事務手続への影響は想定されないが、実態として回答があったものである。

○実績報告や消費税の申告時で仕入控除税額が明らかになる場合、その内容についてどのように確認しているか。

回 答	件 数
実績報告書の添付資料として、報告書や確定申告の写しを提出させている。	9
特段、報告様式を定めていないが、実績報告の項目に含め、補助金交付先担当者からのヒアリングにより内容を確認している。	2
実績報告提出以降、個別の期限を設定し、仕入税額控除の内容の報告を求めている。	24
仕入税額控除については、確認をしていない。	9

実績報告や消費税の申告時で仕入税額控除が明らかになる場合、その内容の確認方法については、実績報告書に係る書類を添付させていると回答があったものが9事業、報告様式は定めていないが実績報告の項目として担当者に確認していると回答があったものが2事業、実績報告書提出後、期限を定めて報告を求めていると回答があったものが24事業あり、確認をしていないと回答があったものが9事業あった。

また、実績報告書の内容と仕入税額控除に関する報告内容が異なっている場合、どのように対応しているか確認したところ、これまでそのような事例があったと回答した事業はなかったが、そのような事例が起こった場合の対応想定として、実績報告書を訂正させ再度提出させるなどと回答した事業があった。

○仕入税額控除に関して、県が取り決めている手続や通知等を、どのように補助金の交付先に周知しているか。

回 答	件 数
説明会を開催して説明している。	0
書面で補助金交付先に通知(配布)している。	33
その他	20

(主な回答)  
 ・補助金交付先の担当者に直接説明し、遺漏のないよう注意を促している。  
 ・電話・メール等により、補助金交付先に対して個別に対応している。  
 ・補助金交付要綱や交付決定通知に記載して示している。

仕入税額控除に関して、県が取り決めている手続や通知をどのように補助金交付先に周知しているか確認したところ、書面で補助金交付先に通知(配布)していると回答があったものが33事業であった。その他としては20事業で、補助金交付先に直接説明を行っている、要綱や交付決定通知に記載しているなどの回答があった。

残りの14事業については、消費税相当額を補助対象経費としていないことから、回答がなかった。

実地調査の対象とした15事業のうち、補助金対象額に消費税相当額を含めることを認めていると回答があった6事業について対応状況を確認したところ、全て実績報告書の提出後、確定申告後に仕入税額控除について明らかになるため、特定の時期に補助金交付先に確認しているが、補助金交付先が簡易課税事業者であったり、特定収入割合が5%を超えるため消費税申告時に調整計算が行われるなどの状況により、補助金へ影響があった事例はなかった。

なお、個別の対応事例として、消費税の仕入税額控除に関して、補助金交付先の施行者から事業の窓口となっている市が消費税申告の状況等を聴取確認し、適切に対応するよう指導している事例(市街地再開発事業)があった。

8 補助金により補助金交付先が取得した財産の取扱いについて

補助金の対象経費に財産を取得するための経費を含めているかどうか、財産を取得した場合の管理や処分等について取扱いを定めているかなどについて確認した。

○当該補助金の補助対象額には、財産の取得のための経費が含まれているか。

回答	含まれている。	含まれていない。
件数	26	39

補助対象額に財産の取得のための経費を含めているかについて確認したところ、含めると回答があったのは26事業で、39事業では含めていないとの回答であった。

○財産の取得に関して、県補助金交付規則とは別に、その管理や処分等に係る県としての取扱いを定めているか。

回答	ある	ない
件数	8	18

財産の取得に関して、県補助金交付規則とは別に管理や処分等に係る県としての取扱いを定めているか確認したところ、補助対象額に財産の取得のための経費を含めると回答があった26事業のうち、定めると回答があったのは8事業で、定めていないと回答があったのは18事業であった。

○財産の取得がある場合、その管理や処分等に係る取扱いを定めていない理由は何か。

回答	件数
県補助金交付規則で対応できるため。	8
当該補助金で財産を取得する想定がない。	0
特段の理由はない。	3
その他	7
(主な回答) ・国の基準を準用している。 ・これまで財産を取得した事例がなかった。	

財産の取得がある場合、県補助金交付規則とは別に管理や処分等に係る県としての取扱いを定めていない理由を確認したところ、県補助金交付規則で対応できるためと回答があったものが8事業、特段の理由がないと回答があったものが3事業であり、その他としては、国の基準を準用しているなどの回答があった。

○財産の処分制限の期間は、どのような考え方で決めているか。

回答	件数
税法上の耐用年数により決めている。	9
国の基準を準用している。	13
その他	3
(主な回答) ・「補助金の交付等に関する規則の施行について」別添要綱準則で一般的には10年以内とされていることから、10年に設定している。 ・操業義務期間である10年間もしくは耐用年数償却期間としている。	

財産の処分制限の期間は、どのような考え方で決めているか確認したところ、税法上の耐用年数により決めていると回答があったものが9事業、国基準を準用していると回答があったものが13事業であり、その他としては、補助事業として決めている操業義務期間などによるとの回答があった。

○実績報告の審査で、取得した財産に関し、どのように検査を行っているか。

回答	件数

現地調査により、現場で確認している。(重複回答を含む。)	17
書面審査で、執行書類により確認している。(重複回答を含む。)	11
書面審査で、写真により確認している。(重複回答を含む。)	9

財産の取得があった場合、実績報告での検査方法を確認したところ、書面審査の他に現地調査でも現物を確認していると回答があったものが17事業であった。

○補助金で財産を取得した場合、その関係書類の保存期間は何年間か。

回答	件数
通常の財務関係書類の保存期間と同じ、5年間保存している。	23
財産の取得に関する書類は、別に保存期間を決めている。	7
(主な保存期間) ・財産処分の制限期間を経過するまで。 ・県要綱上は国要綱により5年間保存だが、財産処分制限期間が約50年となるものもあるため、補助金交付先には注意事項等を記載した書面において、永久保存を依頼している。 ・操業義務期間である10年間 ・47年間	

補助金で財産を取得した場合、補助金交付先にその関係書類の保存期間を何年間としているか確認したところ、5年間としていると回答があったものが23事業、それ以外の保存期間を設定していると回答があったものが7事業あり、保存期間は財産処分の制限期間を経過するまでとしているなどの回答があった。

○過年度に、当該補助金により取得された財産の処分について、平成25年度中に処分申請を受けたものがあるか。

回答	ある	ない
件数	2	24

過年度に、当該補助金により取得された財産の処分について、平成25年度中に処分申請を受けたものがあるか確認したところ、2事業について申請があったとの回答があった。

実地調査の対象とした15事業のうち、補助金対象額に財産の取得に関する経費を含めると回答があった5事業について、補助金で補助金交付先が取得した財産の管理状況などについて確認したところ、施設整備事業において、完了検査時に整備した財産の管理台帳を作成させ全ての品目について現物照合を行い、管理を義務付けている期間を操業義務期間又は減価償却期間としていた。

9 各所属で取り組んでいる工夫改善について

補助金交付に係る事務手続を適正に進めていくために、所属として取り組んでいる事項や工夫改善した事務手続などについて調査したところ、次のような状況であった。

回答(取組の概要)	件数
決裁において担当者以外が確認できるよう、また、現地調査用にチェックリストを作成している。	8
関係法令、県の関係規定を担当者以外にもすぐに分かる場所等に保管し、情報共有し事務処理に活用している。	7

総務室(経理部門)と執行状況管理表により、執行状況を共有している。	7
主任と副主任によるダブルチェックやグループ内の他職員に確認させるなど、複数職員により書類のチェックを行っている。	4
補助金交付先と随時打合せの実施や連絡調整を行い、事業の進捗などを確認している。	3

この他、具体的な工夫・改善について回答があったものは次のとおりである。

事業名	回答(取組の概要)
・私立高等学校経常費補助(一般補助) ・私立中等教育学校経常費補助(一般補助) ・私立特別支援学校経常費補助(一般補助)	県財務規則等に基づき、交付決定後の執行着手の原則に則り、各年度の1回目の交付決定を、6月であったものを事務処理を早期に行うこととし、4月1日に実施することとした。
トラスト運動推進事業費補助	交付申請書及び実績報告書の書面審査に当たって、担当者以外の者が分かりやすいように、過去の事業報告書、決算書等財団の事業・財務内容を示した参考書類等を添付している。
軽費老人ホームサービス提供費補助	県域の軽費老人ホームが所属する部会に適宜出席し、課題や事務手続について周知徹底している。
民間障害福祉施設等整備費補助(国庫)	・補助対象法人選定に当たり、ホームページを活用した公募を平成26年度から実施する。 ・入札・契約事務等に関する国及び関係機関からの通知等を確認・整理し、当該補助金事務に係る注意事項等をまとめた書面を改正して対象法人に配布している。 ・財産の取得に関する書類について、財産処分制限期間を経過するまで保存がなされるよう、平成26年度に県補助金交付要綱を改正する。
・生活衛生営業指導センター運営費補助金 ・生活衛生営業振興費補助	補助事業の概要資料(毎年更新)を作成し、課内で補助事業の内容を共有している。
信用保証協会補助金	決裁などで、補助内容や補助率が確認できるように、一覧表を作成し添付している。
(一財)神奈川県駐労福祉センター再就職支援事業費補助金	補助金交付要綱のほかに、補助金交付に当たって、補助の目的、対象事業、対象経費の範囲及び手続きを具体的に規定した「取扱い」を定めている。
神奈川県高等学校体育連盟補助金	補助金に関する県の関係規程を基に、補助金交付先にも補助金取扱い規程を作成させ、適切に執行するように周知するとともに、諸会議で補助金の事務手続について直接説明している。

参考資料

補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号)

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項に関

し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 負担金及び交付金であつて知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- (2) 利子補給金を受ける者がその交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行なう者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した交付申請書(別記様式)を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、着手及び完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施工にあつては、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、当該交付申請書の内容に単なる技術的不備等の事項があるときは、必要に応じてこれらの事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をする。

(補助金等の交付の条件)

**第5条** 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他知事が必要と認める条件

2 補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、補助金等に前項の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これを履行するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

**第6条** 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第7条** 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

**第8条** 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなつた場合

3 第6条の規定は、前2項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

**第9条** 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行なうものとし、補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行なわせなければならない。

(状況報告及び調査)

**第10条** 知事は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助事業等の遂行の指示等)

**第11条** 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかつたときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日又は県の会計年度が終了した日から2箇月以内で、知事が別に定める期日までに行なわなければならない。

(補助金等の額の確定)

**第13条** 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

(是正のための措置)

**第14条** 知事は、第12条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

2 第12条第1項の規定は、前項の規定による指示に従つて行なう補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

**第15条** 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、第13条の規定に基づく補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

**第16条** 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでに確定額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額をこえる部分の補助金等を返還させる。

(加算金及び延滞金)

**第16条の2** 補助事業者等は、第15条第1項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

**第16条の3** 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止することができる。

(理由の提示)

**第16条の4** 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

**第17条** 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の

増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で知事が別に定めるもの

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

(実施細目)

**第18条** この規則に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)